

論点整理(総論)

国土交通省 観光庁
観光資源課
平成21年7月

総論 ～通訳案内士制度を取り巻く基本的課題について～

通訳案内士に求められる質・役割は何か。

質の高い通訳案内士をどのように確保するか。

業務独占規定は必要か。

無資格ガイドの具体的な問題点とは何か。

英語以外の言語への対応をどのように図るのか。

地方における通訳案内士をどのように確保するか。


旅行者のニーズに沿った弾力的な料金設定を、どのように実現するか。

通訳案内士の職業としての魅力をどのように維持・向上するべきか。


現行制度に関する論点

業務独占規定は必要か。

無資格ガイドの具体的な問題点とは何か。



通訳案内士に求められる質・役割は何か。



制度設計に向けての論点

質の高い通訳案内士を
どのように確保するか。

英語以外の言語への
対応をどのように図るの
か。

地方における通訳案内
士をどのように確保する
か。

旅行者のニーズに沿った弾力的な料金設定を、どのように実現するか。

通訳案内士の職業としての魅力をどのように維持・向上するべきか。

1. 通訳案内士に求められる質・役割は何か

通訳案内士に求められる質・役割は何か

インバウンド振興の観点からすると、なによりも外国の方々からデスティネーションとして日本を選んでもらわなければならない。日本が他国に勝る国際的に競争力のある観光地として世界から評価されるためにも、ガイドの充実を図ることが不可欠。

旅行においては、通訳案内士の質、業務の問題が高いウェイトを占め、旅行満足度を左右する。商品の価値を高めるために、通訳案内士の問題は重要なファクターである。

日本には様々な魅力的な観光資源があるが、そのままでは必ずしもその魅力が伝わらない、観光客に理解されない、といったケースも多い。魅力あるガイドサービスが提供されることにより、一見なんでもない観光資源であってもそれが活かされ、より付加価値の高い観光サービスを提供することが可能となり、ひいては国際競争力の高い観光地としての魅力を確立することができる。

通訳案内士に求められる質・役割を考えるにあたって、消費者、すなわち外国人旅行者の視点は欠かせない。語学ができる人がいるから、その人を活用しようという供給者側の視点では、観光客の満足度向上は図られない。

通訳案内士に求められる質・役割は非常に多様で幅広い。観光客によってはいわゆる入門的な案内で十分な方もいらっしゃる一方で、茶道など日本文化の精神性に至る説明が求められるケースがあったり、また様々な伝統的な技能を持つ職人さんによる体験型観光を専門的な知識をもってご案内するケースもあったり、と様々な知識やスキルが要求される。

産業観光や医療関係、建築や日本美術、秋葉原やナイトライフなど様々な専門分野に精通したガイドを増やしていく必要があるのではないかと。

有資格者に対する問題点として、旅行業に関する知識やレストラン等に関する情報不足、語学能力の低さ等があげられる。

通訳ガイドであれば、単に語学ができるというだけでなく、できれば各言語の文化圏に関する理解をもち、日本の紹介をするにしても外国の事物に引き合わせてガイドができるようになることが望まれる。

受け入れる方々の国の文化、事情、習慣の違いを理解したうえで接する姿勢の足りないガイドもいるのではないかと。

語学ができること、というのは通訳ガイドを行う上で最低限の資質であり、その上で様々な知識やスキルが要求されているが、現状においては、語学に関してすらその能力に課題があるのではないかと。

また、外国人観光客を気持ちよくお迎えしご案内するためには、最低限のマナーは身につけておく必要があるが、この点についても課題がある。

通訳案内士に求められる質・役割(イメージ)

添乗に関する知識、スキル

伝統文化・工芸、産業施設、アニメ、サブカルチャー等に関する専門的な知識

レストラン、ショッピング、土産物等に関する知識、情報

地域や特定の観光資源に特化した知識、情報

ラグジュアリーマーケットに対応した接遇能力

.....

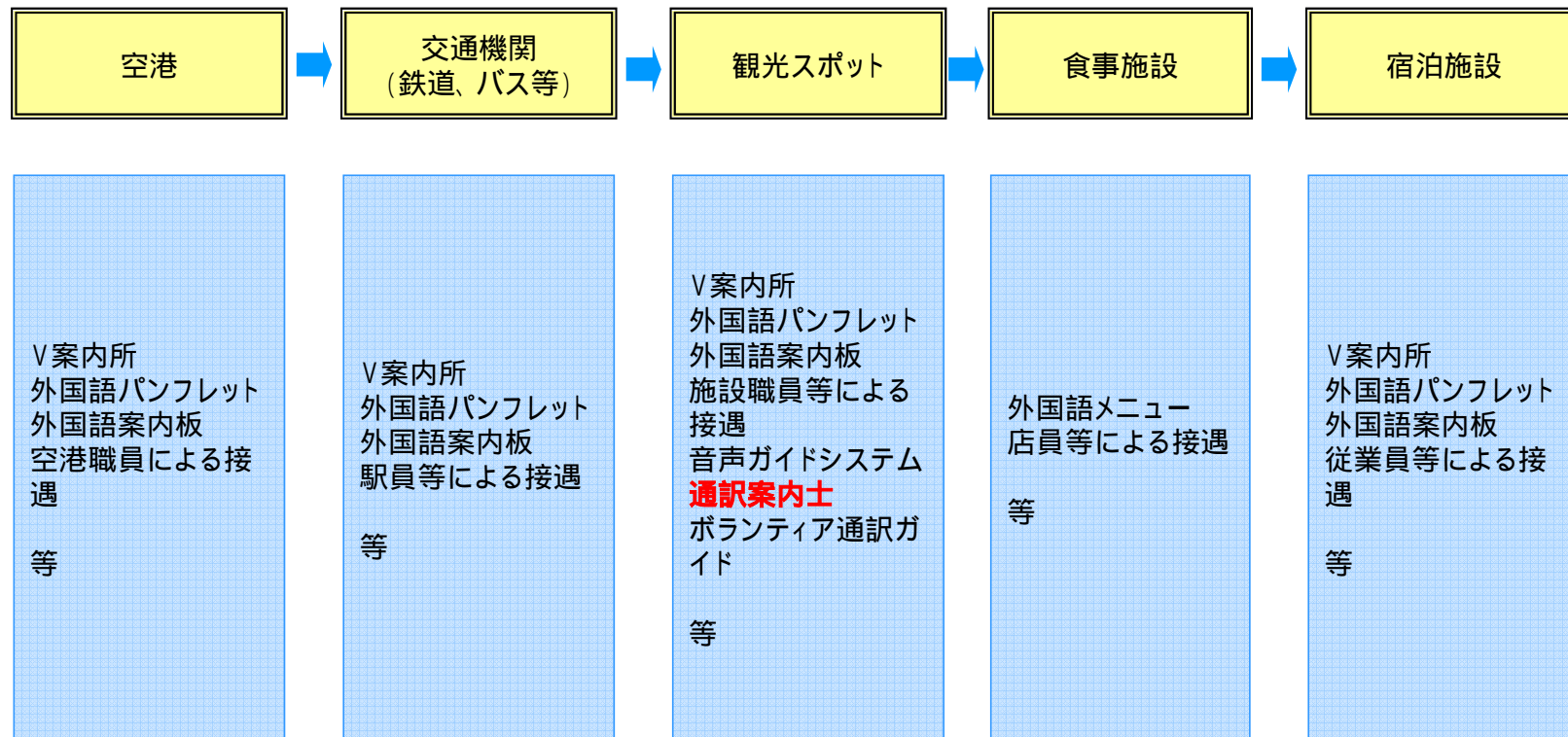
危機管理・対応(盗難時の対応、けが人等が出た場合の対応等)

語学、日本の歴史、日本の地理

接客、マナー、ホスピタリティ、ガイドング

⋮

外国人旅行者に対する情報案内ツール



添乗員、**通訳案内士**

2. 質の高い通訳案内士をどのように確保するか

質の高い通訳案内士をどのように確保するか

通訳案内士としての質を向上させるためには、実務を通じた経験を重ねることが第一に必要。通訳案内士試験は、ガイドとしての最低限の知識レベルを問うものであり、試験に通っただけですぐに通訳ガイドとして仕事が一人前にできるわけではない。

マーケットの多様化に対応して、ガイドの質を計測するための新たな格付けシステムについて検討するべきではないか。有資格ガイドのレベルを確保するため、更新制度を採ってはどうか。また、通訳ガイド団体が能力のチェック機能を持つようにしてはどうか。

試験を合格しても仕事をしない人や、連絡しても転居等で連絡できない人もいる。更新登録制のように、制度の取得者を眠らせない方法を考えるべきではないか。

合格者を抑えるためにふるい落とすことを目的とした試験となっていないか。ガイド実務に即した問題にするべきではないか。

ガイドとしてのレベルアップを図るためには、研修などを通じた個人の努力も重要。ボランティアガイド団体でも、登録する前段階で、実地も含めた1週間以上の研修が必要となっているケースもある。

スキルアップ・プログラムについては、研修内容を受講者や旅行会社など業界に関わる方に眼に見える形で示すことができる。同プログラムを活用し、ガイドの育成や研修プログラムを強化していきたい。

新人ガイドの雇用が少ない理由の1つは、新人ガイドに旅程管理能力が身につけていないこと。合格後の旅程管理研修の義務付けなどが必要ではないか。

自動車免許の教習所に相当するような機関を設けてはどうか。

合格者が急激に増加すると、研修の受入対応能力に限界が出てくる。

通訳ガイドスキルアップ・プログラム 標準的研修プログラム による質の向上 (平成19年3月策定)

通訳ガイドスキルアップ・プログラムとは、通訳ガイドが実務を行うに当たって必要となる実践的知識を向上させるための標準的研修プログラムを示したものである。

到達目標を「レベル1(観光地周遊型旅行者に対して、的確なサービスを提供できる通訳ガイドの養成)」、「レベル2(観光地周遊型に加え、MICE等特定の旅行目的にも対応した幅広いサービスに対応できる通訳ガイドの養成)」と段階的に設定。

大項目	中項目	小項目	対応レベル	
			1	2
お客様に応じたガイドイング	ガイドイングのための情報・知識	特定地域・全国主要観光地の知識		-
		食事に関する知識		
		旅館・ホテルに関する知識		-
		買い物に関する知識		
		駅・空港周辺の情報		-
		外国人観光旅客の希望訪問場所の最新情報		
	担当する旅行者客への知識と理解	ツアー特性に関する理解		
		外国人観光旅客の国民性・文化などに関する理解		-
		宗教、嗜好などの食事制限内容の知識		
	プレゼンテーション能力	外国人観光旅客の注意を惹く(ニーズに合った)話題を選択する能力		
外国人観光旅客が興味を持てるプレゼンテーションをする能力				
接客マナー・ホスピタリティ	社会人としてのマナー	社会人としての常識		-
		国際マナー		
	対人能力	外国人観光旅客の統率		
		きめ細かな気配り		-
		クレームに対する適切な対処		
		チームワークに対する理解		

大項目	中項目	小項目	対応レベル	
			1	2
円滑な旅行の進行	旅程表に沿った旅行の進行能力	旅程表の正しい理解、手配内容の理解・把握		-
		時刻表の活用、国内航空券、JR券、クーポン等チケット類の記載内容の理解、チケット類の管理		
		スケジュール管理		-
		外国人観光旅客の荷物管理		
		旅行業法等についての知識・理解	-	
		外国人観光旅客を安全に誘導する能力		-
	変更・追加リクエストへの対応	変更を要する際の対応、手配内容に関する費用負担への配慮		
		通訳案内士の役割と使命についての正しい理解		-
	旅行業界に関する知識、理解	ツアー造成の仕組みに関する理解		-
		MICEビジネスの基本的な知識		
危機管理対応	トラブルを未然に防ぐための対応	手配内容の事前の確認		
		外国人観光旅客への事前の確認・案内		-
	トラブルが起きた際の対応	交通機関のトラブルへの対応		-
		所持品の紛失、盗難時の対応		-
		けが人・病人が出た場合の対応		
		死亡者が出た場合の対応		-

中小・小規模企業の人材対策事業(中小企業庁)

中小・小規模企業の「人材」を確保・育成するとともに、現下の厳しい雇用情勢の改善に資するもの。
平成20年度第二次補正予算により実施。

観光関係人材育成事業(社団法人日本観光協会)

今後も成長が見込まれる観光分野において、「観光立国の担い手」を育成。

- (1) 観光サービス人材育成・・・旅館従業員等の接客スキルの習得等
- (2) **高度観光人材育成・・・旅行会社従業員等の企画力アップ、通訳ガイドの専門性向上等**
- (3) 地域密着型観光人材育成・・・地域の観光振興のプロデューサーの養成

通訳案内業務研修

目的: 通訳案内業従事者や求職者、雇用喪失者を対象として、通訳案内士に求められる観光案内、旅程管理、ホスピタリティ等の通訳案内業務に必要な知識及び能力を習得、スキルアップを図り、訪日外国人観光客に対し、より質の高いサービスを行い得る人材を育成する。

対象事業: 通訳ガイドスキルアップ・プログラムに基づいた内容の研修であり、かつ通訳案内士資格者以外の者も参加資格を有する研修

対象実施者: 通訳案内士法第35条届出団体、地域限定通訳案内士を実施している道県の観光協会等 栃木県通訳案内士協会、特定非営利活動法人通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会、協同組合全日本通訳案内士連盟、社団法人日本観光通訳協会、中国語通訳案内士会、関西通訳・ガイド協会、全日本韓国語通訳案内士会、九州通訳・ガイド協会、沖縄観光コンベンションビューロー

研修テーマ(例): ガイディングのための観光地に関する知識・ノウハウの取得、旅行業法・ツアー造成に関する知識、外国人接客の基本マナー、トラブルが起きた際の対応 等

平成21年度事業額: 約2400万円

3. 業務独占規定は必要か。

1. 通訳案内士法

(通訳案内士でない者の業務の制限)

第三十六条 通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

(名称の使用制限)

第三十七条 通訳案内士でない者は、通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2. 他の資格の例

(1) 業務独占資格

「有資格者以外は当該業務に従事することを禁ずることにより、資格者に対して業務を独占させるとともに業務上の一定の義務化を課する資格」(臨時行政改革推進審議会資料より)

例) 医師、公認会計士、不動産鑑定士等

(2) 名称独占資格

特別の知識又は技能を必要とし、法令により一定の資格を有しなければならないこととされている職業については、その資格を有しない者が当該職業の名称を使用することを禁止し、公衆の保護を図る例が多い(法令用語辞典)

例) マンション管理士、社会福祉士、介護福祉士等

(3) その他

必置資格

「災害の防止や作業の円滑な実施等を通じ、労働者や国民一般の生命・財産・安全の確保、生活環境の保全等の社会的利益の実現を目的」とし、「専門性・技術性の高い分野・業務について、特定の公的資格者を有する者等の配置を義務付ける」もの。(行政改革推進本部規制改革委員会資料より)

例) 宅地建物取引主任者、旅行業務取扱管理者等

4. 無資格ガイドの具体的な問題点とは何か。

無資格ガイドの具体的な問題点とは何か。

資格を取らずに通訳ガイドを行っている者が多く、有資格者の業務を圧迫しているのではないかと懸念されている。
無資格ガイドが間違った認識に基づいた無責任な説明を行うことにより、結果として日本に対するイメージを損なうことになるのではないかと懸念されている。

JATAに加盟している旅行会社は有資格ガイドを使っているが、民族系の旅行会社などは無資格ガイドを利用していると思われる。こうした無資格ガイドは、土産物の強要、チップの強要などを図っているのではないかと懸念されている。

地域限定通訳案内士制度の導入を契機にPR活動を強化した結果、無資格ガイドが徐々に排除される傾向にある。

通訳ガイド制度周知強化週間の実施(平成17年度～)

目的 通訳案内士制度の周知、無資格ガイドの排除等を通じた有資格ガイドを活用しやすい環境の整備

実施時期 平成21年2月2日～2月27日(平成20年度)



【実施項目(平成20年度)】

我が国の通訳ガイド制度に関する英語、韓国語、中国語(繁体字・簡体字)のリーフレットを全国各地にある外国人旅行者への対応が可能な観光案内所である「ビジット・ジャパン案内所(230箇所)」等において外国人旅行者に配布

国際観光振興機構のメールニュースにより、無資格通訳ガイドが違法であること、平成18年度より海外でも通訳ガイド試験を実施していることを、外国旅行業者や政府関係機関等を含む国内外のインバウンド関係者に通知

国、地方公共団体、通訳ガイド団体の連携による、全国の主要観光地における無資格通訳ガイドに対する個別指導の実施

地方公共団体、国際観光振興機構、観光協会、通訳ガイド団体、旅行業界、ホテル・旅館業界等の関係者への本周知強化週間の趣旨説明及び上記実施項目について協力依頼

「通訳ガイド制度周知強化週間」について観光庁及び国際観光振興機構のHPにおいて広く周知

グッドウィルガイドについて

概況

訪日外国人が国内各地を安心して旅行できる環境を整備するため、JNTOでは、日本を訪れる多くの外国人旅行者が直面している言語障壁の緩和に向けて、善意通訳普及運動を提唱、推進、善意通訳者の登録を行っている。

善意通訳普及運動とは、町なかや駅、車中などで言葉が通じず困っている外国人旅行者を見かけた際に、語学力を活かして積極的に手助けするなど、外国人旅行者の言葉による困難や不便の解消を目指して、草の根レベルで推進している「小さな親切運動」。

言語は、全ての言語が対象

善意通訳登録制度

登録者数： 全国で約54,000人（延べ人数、2009年3月末現在）

登録要件： ・18歳以上であること。（活動中に問題が生じた場合の処理能力を考慮）

・道案内や状況に応じた簡単な情報提供が外国語で行えること。

・善意通訳の主旨を理解し、留意事項を守っていただけること。

登録者への特典： 善意通訳カード、善意通訳バッジの送付

登録者の活動形態：

・個人活動としては、街角での道案内など

・SGG組織活動としては、地方自治体と連携し、同行案内のほか、「V」案内所のヘルプ、主要観光地での案内、自治体の国際交流・イベント時のサポートなど（JNTOと各都道府県が連携し、SGGに対し活動拠点の紹介などを行う）

善意通訳組織

善意通訳登録者の中には、善意通訳組織（SGG / Systematized Goodwill Guides）を発足させ、外国人旅行者がより楽しく日本国内を旅行できるようグループ単位で活動しているケースもあるところ。

2009年3月末現在、活動中のSGGは全国84グループ、会員は約3,700人

JNTOの事業

善意通訳全国大会の共催

・最近では、平成18年11月、「第9回全国善意通訳の集い」を神戸SGGクラブと共催して神戸で実施。

・本年、2009年11月に福岡SGGクラブと共催して、九州で初となる「第10回全国善意通訳の集い（福岡大会）」を開催予定。

優良善意通訳（個人および団体）の表彰

・毎年、都道府県の観光主管課長からの表彰候補者の推薦をもとに、JNTOにて選考

	通訳案内士	ボランティア通訳ガイド
資格制度	(国家資格が必要)	×
報酬	有償	無償
研修	通訳案内士団体により研修が実施されている	ボランティア通訳ガイド団体(SGG)が独自の研修により育成を図っている
活動内容	外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行う。	主要観光地での案内のほか、「V」案内所での外国人観光客への対応、自治体の国際交流イベント時のサポート

5. 英語以外の言語への対応をどのように図るのか。

英語以外の言語への対応をどのように図るのか。

アジア観光客が増加しているが、アジア言語の有資格者が足りない。また、通訳案内士試験を実施していないベトナム語やカンボジア語の需要にどう対応するのか。

ヨーロッパからのツアーの取扱で一番困っているのはガイド不足。例えばここ数年フランスからのツアーが急増しているが、フランス語のライセンスガイドが足りなく、ピークシーズンなどはガイドが見つからない状態。

海外のガイド試験は反対。海外のガイド試験に合格したガイドが仕事をすると、日本在住の通訳案内士が育たない。

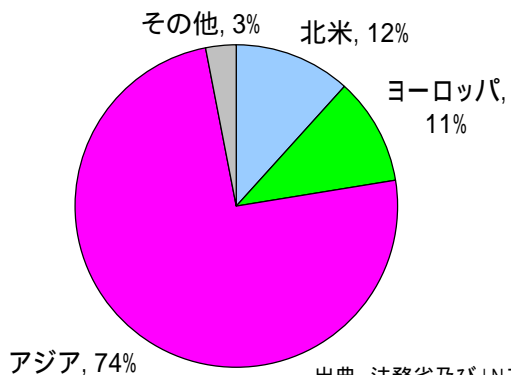
能力がある、語学力がある、あるいは日本の歴史、地理等の知識があれば、海外の方が通訳ガイドになってもよいのではないか。

旅行先で同郷の人にガイドをしてもらえるのは快適。外国人の通訳案内士は前向きにとらえるべきではないか。

訪日外国人地域別割合と通訳案内士の言語別割合

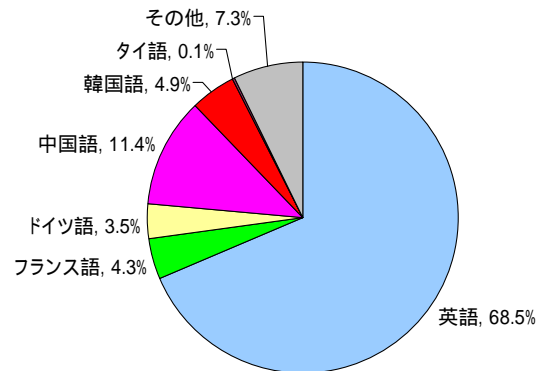
英語に比べて中国語・韓国語の通訳案内士が少なく、これらの言語への対応が課題。

地域別訪日外国人旅行者数の割合(2008年)



出典 法務省及びJNTO資料による

通訳案内士登録者数の言語別の割合(2009年4月1日現在)



言語	主な国	訪日外国人者数 (2008年) = A	通訳案内士登録者数 (2009年4月1日) = B	通訳案内士登録者1人当たり 訪日外国人者数(A / B)
英語	アメリカ合衆国 + イギリス + オーストラリア	122万人	9,274人	131.1人
中国語	中華人民共和国 + 台湾 + 香港	294万人	1,540人	1,909.6人
	中華人民共和国 + 台湾	239万人		1,552.4人
韓国語	韓国	238万人	656人	3,631.7人

海外試験の実施(ソウル市、北京市、香港及び台北市)(平成18年度試験～)

最終合格者:平成18年度:70名、平成19年度:236名、平成20年度:148名

<導入の経緯>

アジアからの訪日外国人旅行者が増加する中で、中国語・韓国語分野の有資格通訳案内士の数の不足、手配の困難性、ニーズとのミスマッチが指摘

効率的に中国語・韓国語の有資格通訳ガイドを確保するためには、外国人の活用も検討する必要
海外在住受験者の利便性を図るため、受験者の居住国における通訳案内士試験を実施

1次試験

(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、京都府、広島市、福岡市、那覇市、**ソウル市、北京市、香港、台北市**(ただし、ソウル市では韓国語のみ、北京市、香港及び台北市では中国語のみ実施)で実施)



2次試験

(東京都、京都府及び福岡市で実施)



登録

(非居住者は代理人による登録が必要)

韓国語は平成21年度試験より
京都府及び福岡市でも実施

通訳案内士法施行規則

(非居住者の代理人)

第十三条 本邦内に住所を有しない者(以下「非居住者」という。)は、通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であつて、通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの(以下「**代理人**」という。)を定めなければならない。

中国語・韓国語合格者数の推移

海外試験会場分

中国語・韓国語の通訳案内士の合格者数の推移

合格者数(人)

試験会場 年度	中国語				韓国語
	北京	香港	台北	計	ソウル
平成18年度	4	1	22	27	43
平成19年度	5	0	81	86	150
平成20年度	1	0	51	52	96
合計	165				289

全 体

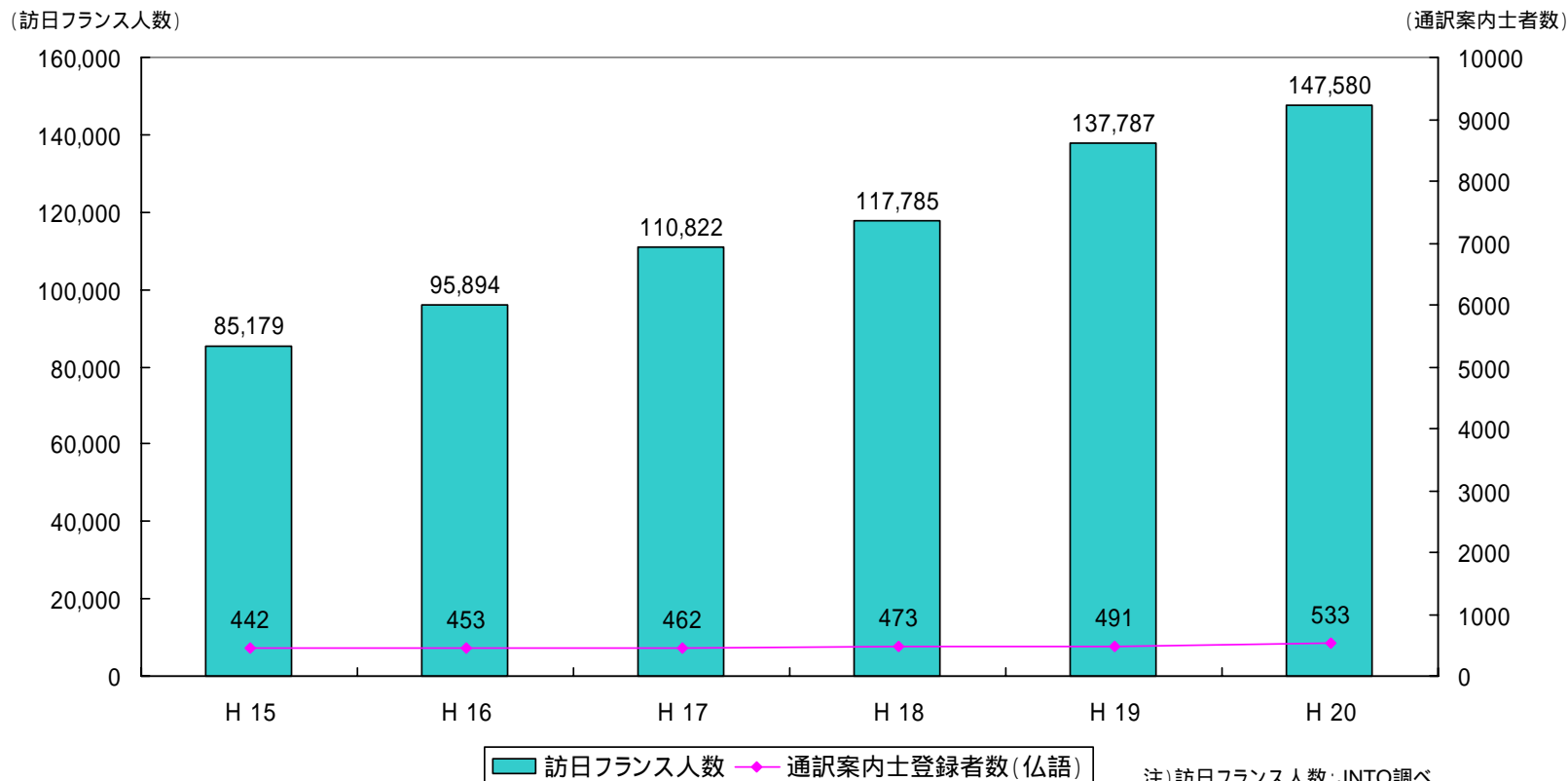
中国語・韓国語の通訳案内士の合格者数の推移

合格者数(人)

外国語 年度	中国語	韓国語
平成18年度	182	77
平成19年度	324	221
平成20年度	182	157
合計	688	455

なお、地域限定通訳案内士の合格者数については、平成19年度、20年度の合計で、中国語が48人、韓国語が21人となっている

訪日フランス人数及び仏語通訳案内士者数の推移



6. 地方における通訳案内士をどのように確保するか。

地方における通訳案内士をどのように確保するか。

インバウンドの将来は地域振興につながると考えるが、ほとんどの地域には通訳案内士がおらず、地域限定通訳案内士もないのが実態。ゴールデンルート以外の地域においては、通訳ガイドが質・量ともに不足しており、その充実が求められる。

地域限定通訳案内士試験に合格しても活動していない方も多い。地域の企業や行政、旅行会社にPRを行い、活動機会を広げていきたい。

地域限定通訳案内士についても、受験者数が停滞し、資格者数がなかなか増えない。特に旅行者の多い韓国語、中国語の資格者が不足している。

お客様は県単位ではなく地域単位でお越しになる。隣の県への受け渡しもスムーズにできるよう、広域でのシステムが必要ではないか。

地域限定通訳案内士制度の概要

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律

地域限定通訳案内士の業務: 地域限定通訳案内士は、その資格を得た都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする(法第11条第1項)

地域限定通訳案内士試験: 地域限定通訳案内士試験の実施に関する事項を含む外客来訪促進計画について、国土交通大臣の同意が得られた場合、都道府県において実施する。(法第14条第2項)

【同意要件(法第4条第3項第5号)】

- イ) 外国人観光旅客の需要に応ずるに足りる適当な通訳案内士が不足しているため、地域限定通訳案内士の育成及び確保を図る必要があると認められる地域であること。
- ロ) 当該地域限定通訳案内士試験が、円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

< 導入都道府県 >

平成19年度: 4県(岩手、静岡、長崎、沖縄)

平成20年度: 2道県(北海道、栃木)

地域限定通訳案内士試験(各都道府県)(法第15条)

【一次】筆記試験

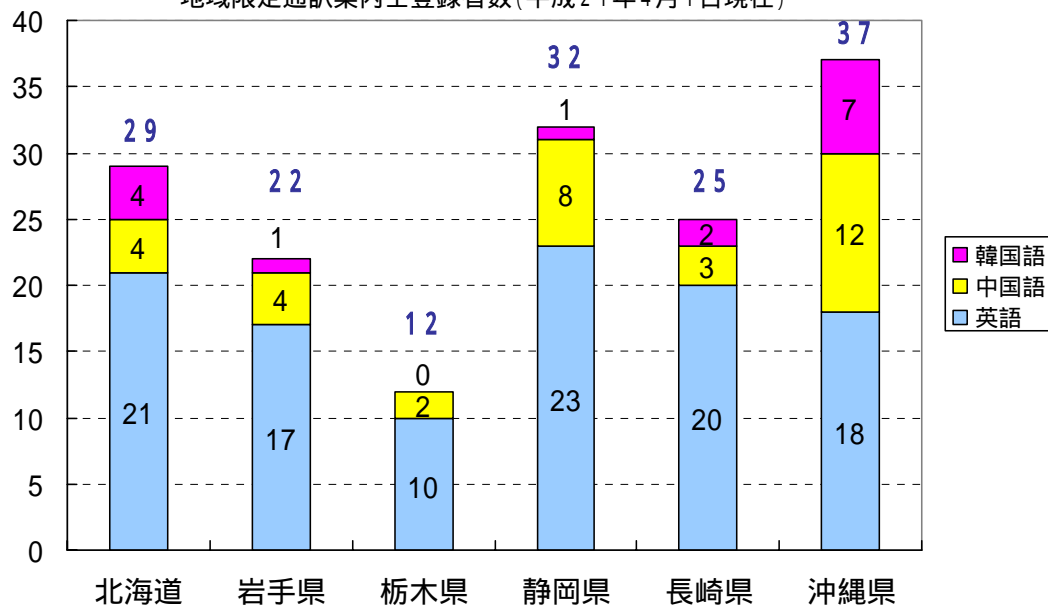
- 一 外国語
- 二 当該都道府県の区域に係る地理
- 三 当該都道府県の区域に係る歴史
- 四 当該都道府県の区域に係る産業、経済、政治及び文化

【二次】口述試験

平成20年度地域限定通訳案内士試験の実施状況

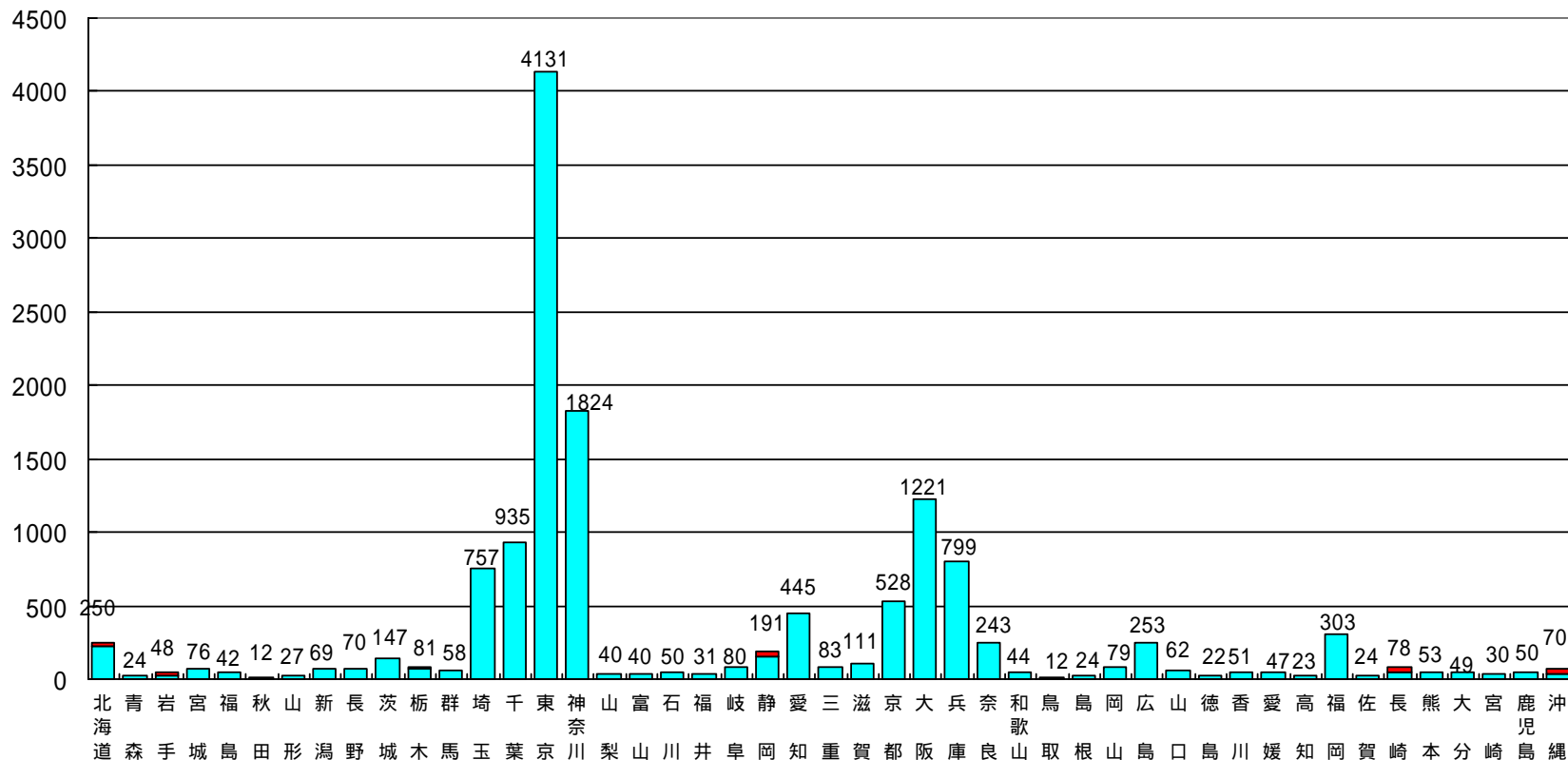
県名	受験者数				最終試験合格者数				登録者数(平成21年4月1日現在)			
	英語	中国語	韓国語	計	英語	中国語	韓国語	計	英語	中国語	韓国語	計
北海道	152	96	34	282	26	6	4	36	21	4	4	29
岩手県	60	16	5	81	7	2	2	11	17	4	1	22
栃木県	87	34	8	129	11	3	0	14	10	2	0	12
静岡県	108	27	22	157	11	8	2	21	23	8	1	32
長崎県	90	17	8	115	18	2	2	22	20	3	2	25
沖縄県	120	74	17	211	11	6	5	22	18	12	7	37
合計	617	264	94	975	84	27	15	126	109	33	15	157

地域限定通訳案内士登録者数(平成21年4月1日現在)



都道府県別通訳案内士登録者数・地域限定通訳案内士者数

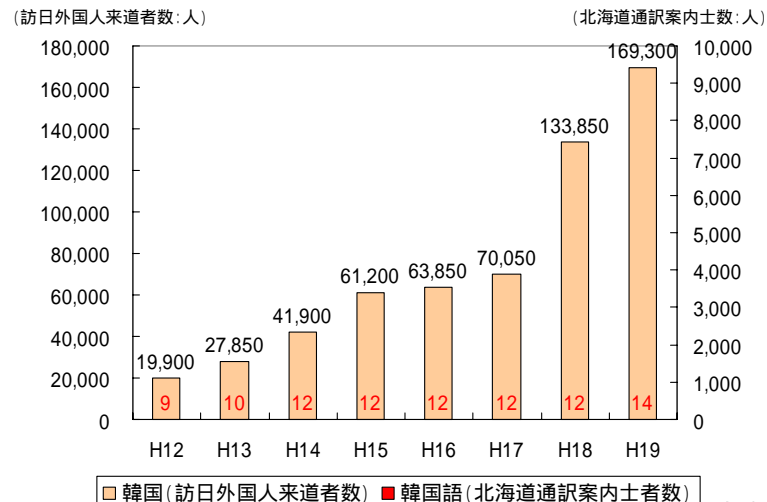
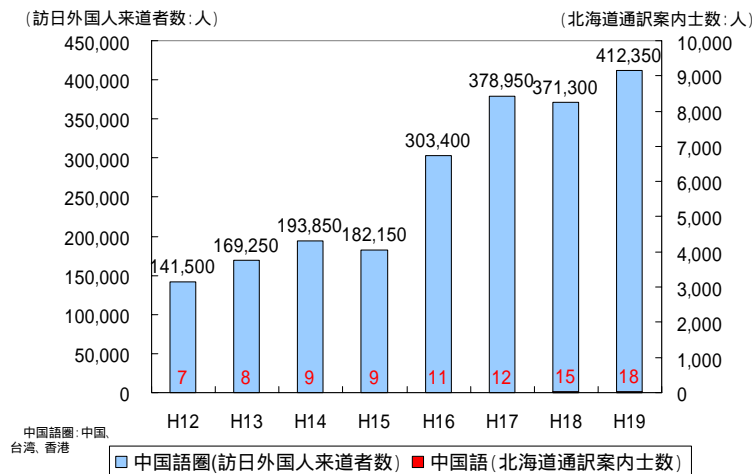
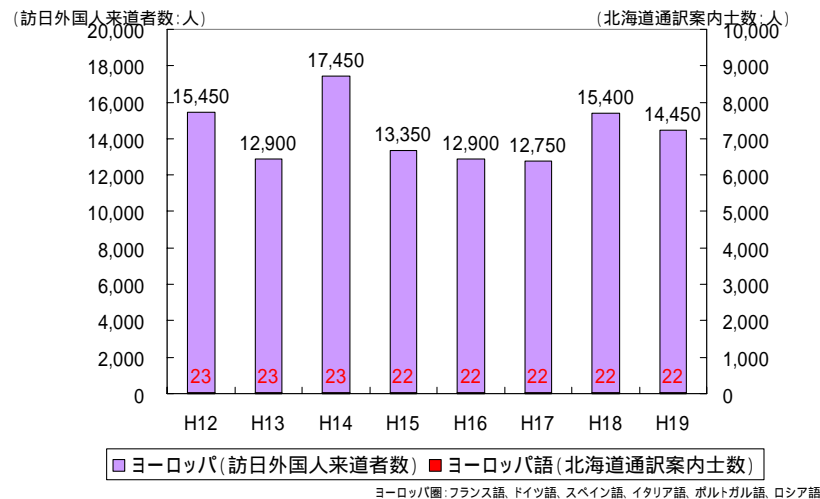
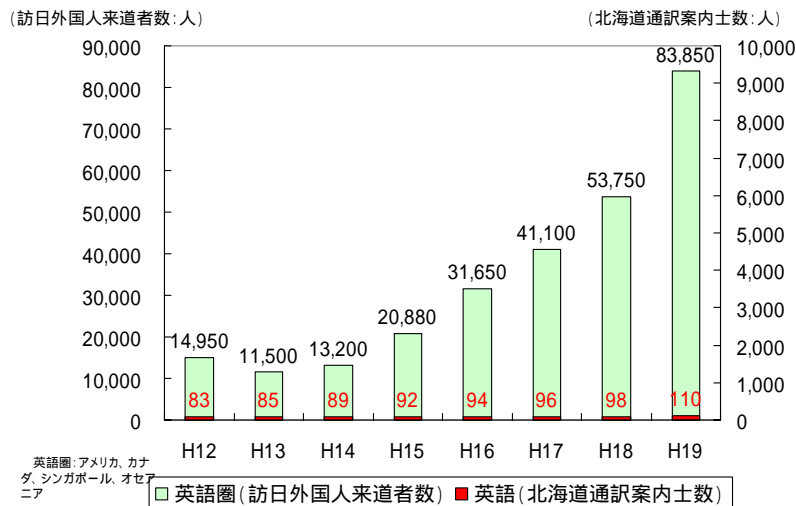
(平成21年4月1日現在)



■:通訳案内士数 ■:地域限定通訳案内士数

	北海道	岩手県	栃木県	静岡県	長崎県	沖縄県
通訳案内士	221	26	69	159	53	33
地域限定通訳案内士	29	22	12	32	25	37

北海道における外客数と通訳案内士数の推移



地域限定通訳案内士は含まれていない

訪日外国人来道者数:北海道経済部観光のくにづくり推進局資料より

7. 旅行者のニーズに沿った弾力的な料金設定を どのように実現するか。

旅行者のニーズに沿った弾力的な料金設定をどのように実現するか。

ガイドに関する問い合わせはあるが、正規の値段を伝えるとまず仕事の発注はない。

料金の問題がやはりネック。非常に高い。

ガイドの価格体系もマーケットに合った体系にしていかないと、せっかく旅行会社が売ろうとするツアーを受けられないという状況になる。

レベル別によって料金体系を変え、経験の浅い方でも仕事ができるようにすれば裾野が広がりよいと考える。

(社)日本観光通訳協会HPより抜粋

対応言語:英語、独語、仏語、西語、伊語、中国語、韓国語、露語、ポルトガル語、タイ語

職種:観光案内(日本全国)、ショッピング、空港送迎、添乗業務、イベント等のデスク業務

料金:内容、拘束時間、ガイドのランク(A級～C級・事務局認定)等によりますので、ご相談下さい。

ガイド料金の他に、交通費(実費)、食事代、通信費、入場料、拝観料等が必要です。又、早朝、深夜及び勤務時間が所定の時間をオーバーした場合は超過料金となります。

料金について

当(社)日本観光通訳協会は無料の職業紹介事業の法律により、料金や見積書を提示することが出来ませんので、ガイド料金につきましては、ガイドと依頼主との間で相談ということになります。

しかしながら、料金が不明のままでは、依頼が出来ませんので、事務局で依頼内容を確認の上、概算でお知らせいたします。なお、依頼先及び会員から一切の手数料の受領は行いません。

観光通訳の場合(料金の目安)

1日(8時間まで) 25,000円 ~ 45,000円くらい(平均30,000円)

半日(4時間まで) 20,000円 ~ 30,000円くらい(平均20,000円)

C級	JGAに入会1年未満。就業日数60日以下
B級	C級就業日数が60日を超え、就業開始日から満1ヵ年が経過すると、B級に移行する資格が得られる
A級	B級として満2ヵ年を経過し、就業日数が180日以上になると、A級の有資格者になる。A級に限り6月と2月の年2回、必要書類を格付け審査委員会に提出・審査を受け、合格しなければならない(原則としてI.C.T経験10回以上) *I.C.T:INCLUSIVE CONDUCTED TOUR(全行程に亘り、同行するグループ旅行)

**8. 通訳案内士の職業としての魅力をどのように
維持・向上するべきか。**

職業として成り立たせるためには、一定水準の収入が必要。

ボランティアガイド団体にプロの通訳案内士の方が入っている。入って頂いた方は、報酬はないがやりがいがあるということで、満足している。

通訳ガイド検索システム導入による需要と供給のマッチング(平成18年9月～)

全国の有資格通訳ガイドの中から、地域、分野、言語、その他条件で旅行者等のニーズのあった通訳ガイドを検索し、予約を行うことができる

当分の間、社団法人日本観光通訳協会が運用

<http://www.guidesearch.jp/>

2009年6月1日現在 観光ガイド登録者数 164人



希望に沿う
通訳案内士の検索



通訳ガイド検索

検索結果画面

辻村 聖子 (つじむら せいこ) 女性

1964年の有資格ガイドとして、現在はフリーランスとして就業しています。ガイドを通じて良かったと言ってもらえるように努めています。最新のオンラインツアーや富士山のオンラインツアーにも対応できます。

詳細情報

詳細情報: 辻村 聖子 (つじむら せいこ) 女性

- 自己アピール: 1964年の有資格ガイドとして、現在はフリーランスとして就業しています。ガイドを通じて良かったと言ってもらえるように努めています。最新のオンラインツアーや富士山のオンラインツアーにも対応できます。
- 住所: 千葉県富安町4-12-35-2
- 電話番号: 047-362-7885
- 携帯番号:
- 電子メール: tsujimura@comhome.jp
- web:
- 対応言語: 英語

所属分野: 1名用日韓27アワードアワード

対応できる日・曜日:

ガイド料金: 22,000円/9日(9時間) 16,000円/6日(6時間)

マッチング



通訳案内士情報の
入力

(補足) 通訳案内士は足りないのか。

(補足) 通訳案内士は足りないのか。

合格者が増えて、英語を中心に供給過多になっているのではないかと。
通訳案内士の数が足りないというが、現実にはガイドに仕事が回ってきていない。通訳案内士の数の増加に伴って仕事がさらに回ってこなくなり、経験を積むチャンスが奪われることになるのではないかと。

仕事がまわってこない原因をよく分析する必要がある。ガイド活動に関するPR不足であったり、活動機会を拡大するための努力不足であったりするのではないかと。ボランティアガイド団体でも、日々活動機会の拡大のための努力を重ねている。

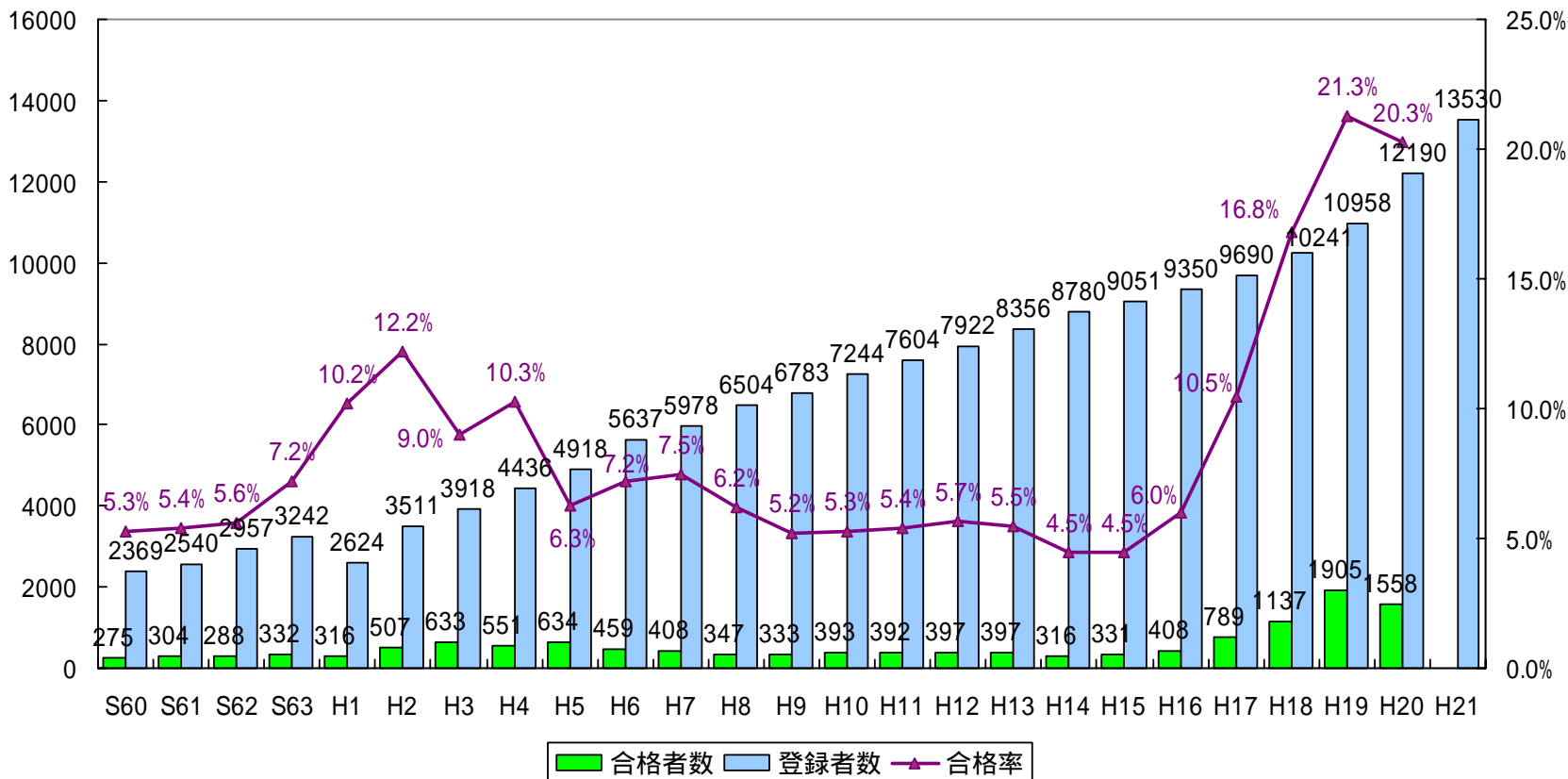
有資格者の中にも質にばらつきがあるため安心して依頼できない。信頼して手配できるガイドが足りない。
有資格者に対する問題点として、旅行業に関する知識やレストラン等に関する情報不足、語学能力の低さ等があげられる。
受け入れる方々の国の文化、事情、習慣の違いを理解したうえで接する姿勢の足りないガイドもいるのではないかと。
産業観光や医療関係、建築や日本美術、秋葉原やナイトライフなど様々な専門分野に精通したガイドを増やしていく必要があるのではないかと。

通訳案内士合格者・累計登録者数推移

(合格者数、人)

(登録者数、人)

(合格率、%)



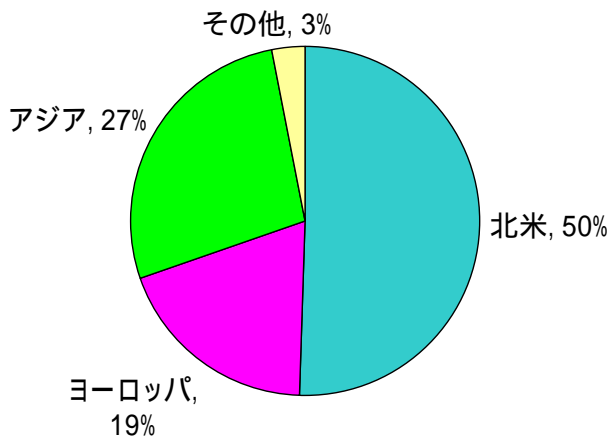
このほか、地域限定通訳案内士はH20は55人が登録、H21は157人が登録

訪日外国人旅行者の増加と通訳案内士登録者の推移

	昭和24年(1949年)	昭和33年(1958年)	平成20年(2008年)
訪日外国人旅行者数	1.5万人	15.2万人	835.1万人
通訳案内士登録者数		747名	12,190人

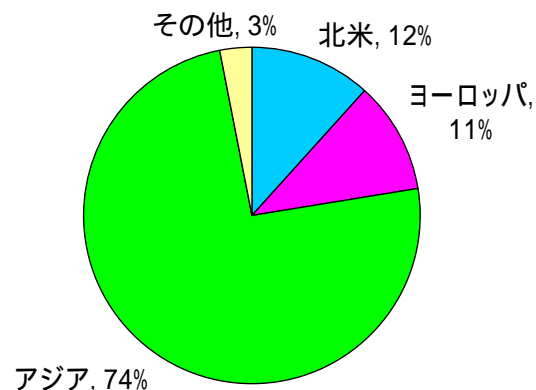


地域別訪日外国人旅行者数の割合(昭和31年度)



訪日外国人旅行者数: 11.3万人

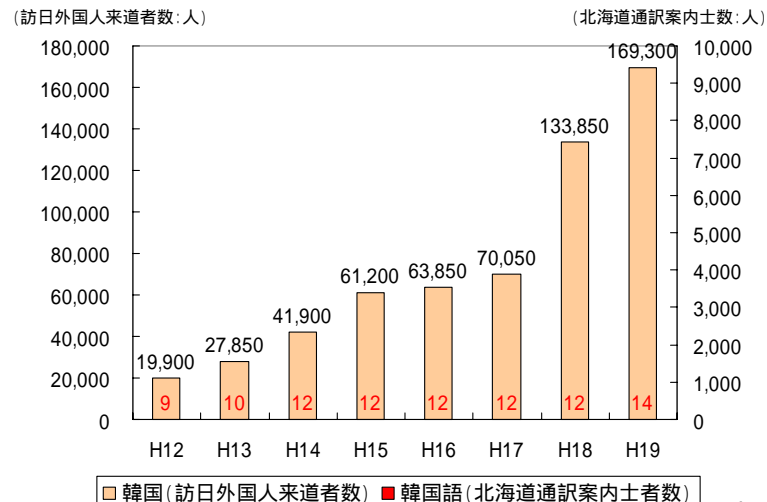
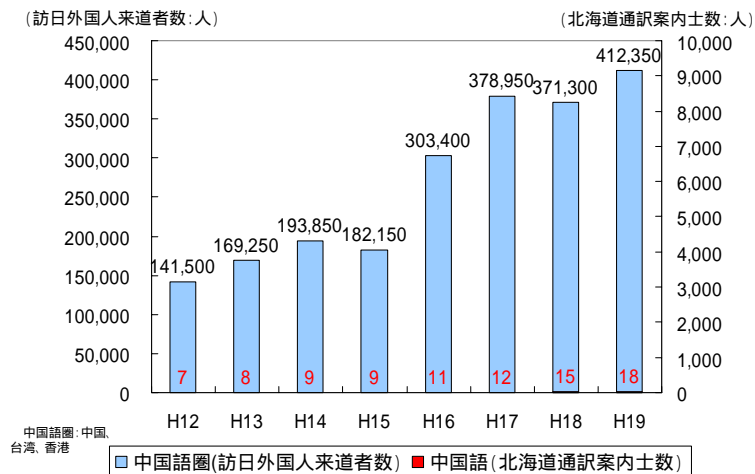
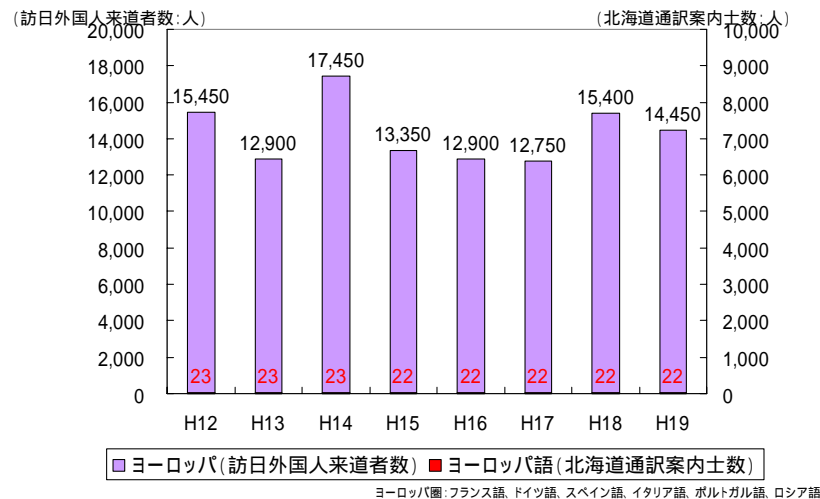
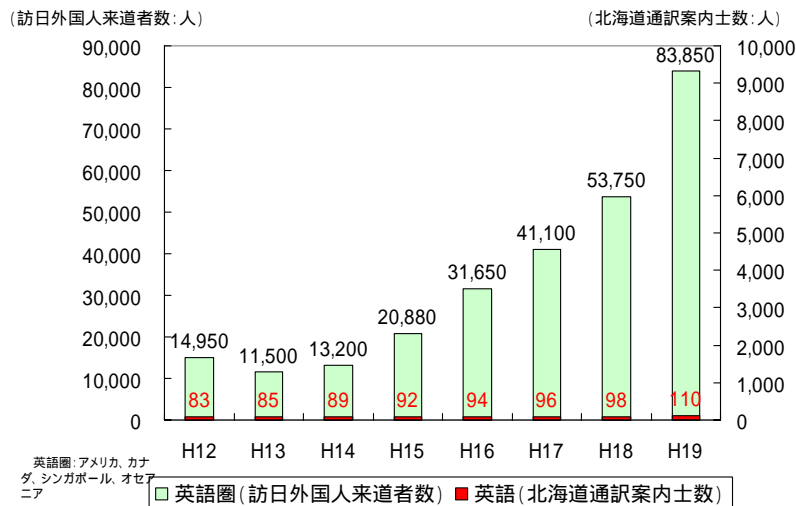
地域別訪日外国人旅行者数の割合(平成20年)



訪日外国人旅行者数: 835.1万人

出典 昭和24年、昭和31年、昭和33年:法務省及び運輸省資料による 平成20年:法務省及びJNTO資料による

北海道における外客数と通訳案内士数の推移



地域限定通訳案内士は含まれていない

訪日外国人来道者数:北海道経済部観光のくにづくり推進局資料より